

平和を考える市民のつどい

～ Think The Peace 2026 ～

問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ ☎360-4287

8.2 SUN 映画上映 「おかあさんの被爆ピアノ」



©2020 映画「被爆ピアノ」製作委員会

とき 8月2日(日)午前11時30分開場/午後0時開演 ところ SAYAKA
ホール・小ホール 定員 300人(当日先着順)

映画の内容 原爆の爆心地から3km以内で被爆したピアノは「被爆ピアノ」と呼ばれる。被爆2世である調律師の矢川光則は、持ち主から託された被爆ピアノを修理・調律し、自ら運転するトラックに載せて全国を回り、各地に被爆ピアノの音色を届けていた。一方、東京で生まれ育ち、大学で幼児教育を学んでいる江口菜々子は、被爆ピアノの一台を母・久美子が寄贈していることを知り、被爆ピアノのコンサートに出かける。そこで矢川と知り合い、矢川を通して被爆ピアノや祖母のことを考えるようになった菜々子は、自らのルーツを探っていく。

被爆2世の調律師として全国に被爆ピアノの音色を届けている矢川光則さんの実話をもとに製作された映画。

- 中学生による平和学習発表と展示
- 平和に関する展示など

同時開催 被爆ピアノコンサート & 講演会

映画「おかあさんの被爆ピアノ」のモデルの被爆ピアノによるコンサートと講演会を開催します。

内容 市内に住んでいるピアニストの樋口五葉さんによる被爆ピアノの演奏、被爆2世で映画のモデルになった矢川光則さんによる被爆ピアノに関する講演



8.2 SUN 夏のおはなし会「平和に関する本の読み聞かせ」

とき 8月2日(日)午前11時～11時40分 ところ 図書館・おはなしコーナー



8.6 THU 8.9 SUN 午前8時15分 午前11時2分

原爆死没者の慰霊と平和黙とうを

昭和20年(1945年)8月6日広島に、9日長崎に原子爆弾が投下され、多くの尊い命が奪われました。皆さんも職場や家庭で原爆投下時刻に合わせて1分間の黙とうをお願いします。

8.15 SAT



戦没者を追悼し、平和を祈念する日

8月15日は、「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」です。先の大戦で亡くなられた方々に哀悼の意を捧げ、平和の実現を願うため、午後0時から1分間の黙とうをお願いします。

今熊地区周辺エリアの新たな複合施設整備事業者を決定しました

問い合わせ 資産活用・契約グループ ☎349-8065

市では、今熊地区周辺エリアにおいて、複数の公共施設の機能を集約した新たな複合施設の整備に向けて取り組んでいます。令和7年10月31日から事業実施者の公募を開始したところ、2グループからの提案がありました。当該提案内容を「大阪狭山市公の施設の整備等事業者選定委員会」において審査した結果、村本建設グループを最優秀提案者として選定し、優先交渉権者として決定しました。

事業者の提案イメージは右図のとおりです。

今後は、事業者との協議を進めながら、施設整備の実現に向けて検討を深めていきます。また、事業の進捗状況にあわせて、シンポジウムやワークショップ、説明会などを開催し、市民の皆さんへ情報をお知らせするとともに、施設について意見交換の場を設け一緒に考える機会をつくる予定です。

選定結果の講評など詳しくは市ホームページを確認してください。



※イメージは、提案時点での計画であり、今後、市との協議により一部変更となる可能性があります

こども子育て複合施設整備事業者を決定しました

問い合わせ こども育成グループ ☎349-8156

市では、「こども子育て複合施設整備事業基本計画」に基づき、就園・未就園にかかわらず子どもたちや子育てをする保護者にとって、より安全・安心な新しい園舎における適切な教育・保育環境の提供、サービス拡充や利便性の向上も見据えた効果的・効率的な園運営をめざし、幼保連携型認定こども園と子育て支援センターを一体化した複合施設の整備に取り組んでいます。令和7年11月4日から事業実施者の公募を開始したところ、4グループからの提案がありました。当該提案内容を「大阪狭山市公の施設の整備等事業者選定委員会」において審査した結果、岩田地崎・木谷・安井建築設計共同企業体を最優秀提案者として選定し、優先交渉権者として決定しました。

選定された事業者の提案イメージは右図のとおりです。

こども園と地域子育て支援拠点機能を併設した複合施設とすることで、相互の連携を深め、園児や施設を利用する児童の交流の機会を設けるとともに、南第一小学校に隣接する環境を生かして、未就学児や児童の多様な学びを展開

できるように整備します。

選定結果の講評など詳しくは市ホームページを確認してください。



※イメージは、提案時点での計画であり、今後、市との協議により一部変更となる可能性があります

市制施行 40 周年記念 シンボルマークを募集します

募集期間
7月1日(水)~
8日14日(金)
※当日消印有効

問い合わせ 産業にぎわいづくりグループ ☎360-4264

市が昭和62年の市制施行から40周年を迎えることを記念して行う取り組みを、統一的なイメージのもとでお祝いするため、40年の歴史を表現するシンボルマークを募集します。市のイメージや、未来への思いを形にしてください。最優秀賞の作品は、市制施行40周年にかかる様々な広報媒体で使用し、告知や広報に活用します。応募の注意事項など詳しくは市ホームページを確認してください。



最優秀賞
賞状&記念品を贈呈します

応募資格

住所、年齢、プロ・アマチュアを
問わず、何点でも応募可能
※18歳未満の人は、保護者の同意が必要

応募規定 次のすべてに当てはまるもの ●[40] (アラビア数字) を使用し、市制施行40周年であることをイメージさせるデザイン ●市の魅力や特色 (自然・歴史・文化など) を感じさせるデザイン ●縮小して使用した場合でも問題なく使えるデザイン ●モノクロでの使用も想定したデザイン (グラデーションによる表現は不可) ●縦横両方向のレイアウトに対応できるデザイン ●コンピュータグラフィックソフトまたは手書きによるもの **応募方法** 申込フォームから。A4サイズの用紙を縦向き (短辺を下) に使用し、作品の裏に、「大阪狭山市市制施行40周年記念シンボルマーク応募票」を貼付して、〒589-8501大阪狭山市役所産業にぎわいづくりグループ「市制施行40周年記念シンボルマーク」係へ郵送も可 **審査・発表** 市特命大使による一次選考、市民投票による二次選考を行い入賞作品を決定します。審査結果は入賞者にのみ通知し、広報誌や市ホームページなどで公表します。※選考過程や選考結果、選考理由についての問い合わせには対応できません。選考の結果、該当作品がない場合があります。応募票など詳しくは市ホームページを確認してください



ごみの排出方法の暫定的対応

実施期間
6月15日~9月30日(水)

南河内地域の一部店舗で、ブルー系や透明、半透明のごみ袋の品薄が発生しています。ごみ出しへの影響を最小限に抑えるため、南河内環境事業組合構成6市町村 (大阪狭山市、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村) では、次のとおり、暫定的な対応を行います。※いずれも黒色のごみ袋は対象外です。状況により、実施期間を延長する場合があります。詳しくは市ホームページを確認してください



【もえるごみ】

≪30ℓ袋(もえるごみシール1枚)≫ ●市販の30ℓ以下の透明・半透明袋でも回収します ●市販の45ℓ透明・半透明袋

は7割程度のごみの量で回収します ●コンビニやレジ袋 (透明・半透明袋) は3袋まで束ねて30ℓ程度として回収します ≪45ℓ袋(もえるごみシール2枚)≫ ●コンビニやレジ袋は4袋まで束ねて45ℓ程度として回収します

【粗大ごみ】

●30ℓ以下のコンビニやレジ袋 (透明・半透明袋) は4袋までを束ねて、粗大ごみシールを1枚はれば回収します

【ペットボトル・トレイ・発泡スチロール】

●市販の45ℓ以下の透明・半透明袋 (コンビニやスーパーのレジ袋を含む) で出してください ※ごみシールは不要



問い合わせ 生活環境グループ ☎360-4387

西山霊園・公園墓地使用者を募集

募集区画 西山霊園(大野西860-1)／1等地53区画・2等地78区画・3等地22区画、公園墓地(東野中一丁目1521)／1等区1区画・2等区3区画・4等区22区画 **申請資格** 3年以上継続して市内に住んでいる世帯主(原則)で、本人または世帯員が、西山霊園または公園墓地使用者でない人 **申請方法** 市役所生活環境グループ、ニュータウン連絡所で配布する使用許可申請書、住民票(本籍地および世帯主名が記載されたもの)、誓約書を生活環境グループへ直接 ※郵送不可。1世帯につき西山霊園、公園墓地のいずれか1区画に限ります。区画の位置や面積により基準使用料が割り増しとなる場合があります。また、使用料の振込方法は一括払いです。管理料は使用開始時期により異なります

【西山霊園基準使用料】

区分	基準面積	使用料	管理料(年額)
1等地	6.0㎡	205万4,930円	6,000円
2等地	A区画 4.0㎡	127万9,800円	4,000円
	B区画 4.6㎡		
3等地	A区画 3.0㎡	92万8,040円	3,000円
	B区画 3.6㎡		

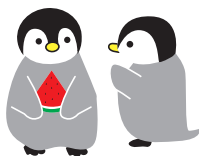
【公園墓地基準使用料】

区分	基準面積	使用料	管理料(年額)
1等区	12.0㎡	351万7,140円	1万2,000円
2等区	9.0㎡	255万430円	9,000円
4等区	4.0㎡	102万3,840円	4,000円

問い合わせ 生活環境グループ ☎ 360-4339

「熱中症特別警戒アラート」発表時に市内22か所に「クーリングシェルター」を開放

クーリングシェルターは、熱中症による被害を防止するため、市が指定する暑さをしのぎ安全に休憩が取れる施設です。10月21日(水)まで、熱中症による重大な健康被害を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときは、市内の公共施設14か所、そよら金剛、ウエルシア薬局大阪狭山池之原店、市内郵便局6か所をクーリングシェルターに指定し、開放します。



《熱中症特別警戒アラートについて》大阪府内の暑さ指数(WBGT)情報提供地点(6地点)すべてにおいて、翌日の最高暑さ指数が35に達する予測により、広域的に過去に例のない危険な暑さによる重大な被害が生じる恐れがあるとき、環境省および気象庁から前日の午後2時に発表されます。



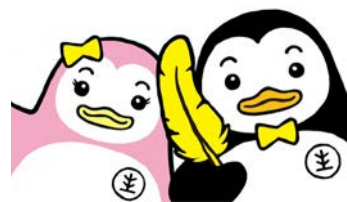
問い合わせ 生活環境グループ ☎ 360-4319

第76回大阪狭山市社会を明るくする運動

《社会を明るくする運動とは》犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。7月は強調月間で、保護司会や更生保護女性会などの各種団体で構成する「大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会」が、街頭啓発活動や市民集会などを実施します。

《市民集会》とき 7月24日(金)午後6時45分～8時30分

ところ SAYAKAホール・大会議室 内容 講演会「SNSに潜む危機～中高生に多い消費者トラブル～」 講師 大阪狭山市消費生活センター相談員 ※手話通訳、要約筆記あり 定員 80人(当日先着順)



更生ペンギンの「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

問い合わせ 大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会事務局(福祉政策グループ内) ☎ 360-4043

夏の夜を楽しもう！

狭山ニュータウンに夜店がくるよ ～未来を育むふれあいまつり～

8月8日(土) 午後4時～8時
@狭山ニュータウンファミリーロード
(大野台二丁目)

狭山ニュータウン地区全体でにぎわいをつくり、地区内の市民・市民団体・事業者などが出会い、つながり、認め合う機会にするため、「夏祭り」を開催します。

内容 遊びや飲食の模擬店、音楽ライブなど



問い合わせ 狭山ニュータウンの未来を育むプロジェクト推進会議事務局(公民連携・協働推進グループ内) ☎360-4023

パブリックコメントを募集

募集期間
7月8日(水)～22日(水)

次の計画(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報は公表しません。また、個別に連絡することはありません。

【大阪狭山市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定版)(素案)】

市では、新型インフルエンザなどの発生時に感染拡大を可能な限り抑制するとともに、市民の生命および健康を保護し、市民生活や市民経済におよぼす影響を最小とするた

めの計画を策定します。

募集期間 7月8日(水)～22日(水) 閲覧場所 市ホームページ、保健センター、市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、図書館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、郷土資料館 意見の提出方法 書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・(通勤・通学の場合は)会社名・学校名・(団体の場合は)団体名・計画(素案)に対する意見を日本語で書いて、〒589-0032岩室一丁目97-3保健センターへ郵送または直接。ファクシミリ(FAX367-1359)、電子メール(kenko@city.osaka sayama.osaka.jp)、申込フォームからも可



問い合わせ 保健センター ☎367-1300

在留カードおよび特別永住者証明書とマイナンバーカードを 一体化できます

6月14日からマイナンバーカードと一体化した特定在留カードおよび特定特別永住者証明書の交付が始まりました。希望する人は、海外から転入する場合は転入届時に、在留カードの更新などの場合は地方出入国在留管理官署で、特別永住者証明書を持っている人は市役所市民窓口グループで、それぞれ申請してください。交付を受けることで、それぞれのカードに係る手続きがワンストップ化されます。詳しくは出入国在留管理庁ホームページを確認してください。

問い合わせ 市民窓口グループ ☎349-9480

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

《児童扶養手当》ひとり親家庭の生活の安定と自立を進め、児童の健全育成を目的とした制度です。次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、または政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です。※所得制限があります。申請が必要です

●父または母が婚姻を解消した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ●父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ●棄児などで父母がいるかわからないか明らかでない児童 ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にない ●対象児童が里親に委託されている ●対象児童が父または母の配偶者(内縁関係にある人を含み、障がいの状態にある人を除く)に養育されている ●対象児童が児



童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している

《特別児童扶養手当》障がい児のいる家庭を援護し、児童福祉の推進を図ることを目的とした制度です。20歳未満で、政令で定める障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です。※所得制限があります。申請が必要です

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にない ●対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している ●対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる

問い合わせ こども家庭支援グループ ☎349-8015

夏の資源化物の回収

夏は資源化物の排出量が増加します。資源化物は正しい方法で排出してください。右下表の協力店でも資源化物を回収しています。

《缶・びん》●水で洗う ●袋から出す ●潰さずリサイクルボックスに入れる ●袋はリサイクルボックスにくくりつけない ●時間帯を考慮し迷惑にならないよう静かに入れる ※週1回(年末年始を除く)の定期回収です。一度に大量に投入するとあふれる原因となります。少量ずつの排出に協力してください

《牛乳パック》●水で洗う ●切り開いて乾かす ●公共施設などに設置されている回収ボックスへ

《ペットボトル》●キャップ、ラベルシールを外す ●水で洗う ●押し潰すなどして、容積を減らす ●資源ごみBの日(月2回)に出す ※シール不要

《発泡スチロール・トレイ》●水で洗う ●資源ごみBの日(月2回)に出す ※シール不要

袋は持ち帰りましょう



資源回収協力店	所在地	牛乳パック	ペットボトル	発泡スチロールトレイ
サンプラザ狭山店	狭山五丁目 2342-1		○	○
サンプラザ金剛店	半田一丁目 252-3	○	○	○
オークワ狭山店	茱萸木三丁目 153-1	○	○	○
コノミヤ狭山店	大野台二丁目 1-17	○		○

問い合わせ 生活環境グループ ☎360-4387

後期高齢者医療・国民健康保険制度

【後期高齢者医療制度】

◀後期高齢者医療資格確認書(水色)を発行します▶新しい資格確認書を、7月上旬に送付します。有効期限は令和9年7月31日(土)までです。

また、現在の資格確認書(桃色)の有効期限は、7月31日(金)までです。新しい資格確認書(水色)が届いたら、現在の資格確認書(桃色)は破棄するか、市役所保険年金グループへ返却してください。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和8年7月31日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	△△市△△町△△丁目△番△号
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
負担割合	〇割
負担割合有効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
健康区分	〇〇
健康区分有効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
長期入院認定日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
特定疾病区分有効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	大阪府後期高齢者医療広域連合 電話：06-4790-2028

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和9年7月31日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	△△市△△町△△丁目△番△号
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
負担割合	〇割
負担割合有効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
健康区分	〇〇
健康区分有効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
長期入院認定日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
特定疾病区分有効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	大阪府後期高齢者医療広域連合 電話：06-4790-2028

▲令和8年7月31日(金)まで ▲令和9年7月31日(土)まで
 ◀医療機関などの窓口での自己負担割合▶医療機関での自己負担割合は、一般の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得者は3割です。自己負担割合は、4～7月は前年度、8月～翌年3月は当該年度の個人市・府民税課税所得を用いて判定します。※世帯状況や所得の更正などにより、自己負担割合が変わることがあり、後日、差額の請求、または還付をする場合があります

◀保険料の決定▶今年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬に送付します。詳しくは、同封のお知らせを確認してください。

【国民健康保険制度】

◀資格確認書の更新▶マイナ保険証を持っていない人(マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている人を含む)に資格確認書を7月末までに送付します。資格確認書の有効期限は、毎年7月末です。70～74歳の人の資格確認書には自己負担割合を記載しているので確認してください。マイナ保険証を持っている人は、医療機関などでマイナ保険証のみでの受診が可能です。マイナ保険証を持っている70～74歳の人の8月からの自己負担割合は、7月末までに送付する資格情報のお知らせを確認してください。

◀限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付▶入院などで医療費が高額になる場合、事前に申請することで病院窓口での支払いが限度額までになります。限度額は前年所得により区分が異なります。※個人市・府民税非課税世帯に属する人が入院した場合、食事代が減額されます

8月以降に限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証が必要な場合は、8月3日(月)以降に申請してください。マイナ保険証やマイナポータルアプリからマイナ保険証を追加済のスマートフォンで、利用可能な医療機関を受診する場合は申請不要です。また、70～74歳の人は申請不要の場合があるので、問い合わせてください。

◀高齢受給者証の廃止▶国民健康保険に加入している70～74歳の人に発行していた高齢受給者証は、令和8年8月から発行されなくなります。自己負担割合を確認したい場合は、資格確認書または資格情報のお知らせに記載されているので確認してください。自己負担割合の判定は、前年中の所得などに応じて設定され、原則は2割となりますが、一定以上の所得がある場合は3割となります。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局 ☎06-4790-2028

大阪狭山市危機管理アドバイザーを委嘱しました

市は、実効性、即応性ある危機管理能力の向上を図り、危機事象などについて、専門的立場から支援や助言などを受けるため、5月25日に学校法人近畿大学法人本部法務部長(元大阪府警察本部地域部長)の片岡渉さんを大阪狭山市危機管理アドバイザーに委嘱しました。

問い合わせ 危機管理室 ☎360-4013

